

第九十八号議案

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年十一月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年四月二十六日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区長の給料の特例措置を、任期満了の日まで延長する必要があるので、本案を提出いたします。